

八戸工業大学教育賞規程

制定 平成14年2月14日（部長会）

改正 平成18年5月18日（部長会）

（目的）

第1条 この規程は、八戸工業大学（以下「本学」という。）において成果を上げた教育業績に対し、適切に評価し、もって教職員の一層の教育改善活動を促進することを目的とする。

（対象・名称）

第2条 対象は、本学教職員が行った次の教育業績に対し、教職員個人あるいは団体を表彰する。

（1）教育業績賞：JABEE認定などの総合的な教育改善活動

（2）教育論文賞：優れた教育改善活動への取り組みを行い、八戸工業大学教育改善に関するシンポジウム、日本工学教育協会講演会、工学教育などへの講演発表あるいは論文発表及び著書による教育改善活動

（推薦）

第3条 部長会構成員は受賞候補者を推薦できる。

2 別に定める様式に所定事項を記入し推薦するものとする。その際、必要に応じて参考資料を添付するものとする。

（選考）

第4条 選考は、教育賞選考委員会（以下「委員会」という。）において行う。

2 委員会は、学長、学長補佐、学部長及び学務部長をもって構成する。

3 委員長は、学長をもって当てる。

4 委員長は、選考結果を部長会に報告する。

（表彰）

第5条 表彰は、教授会にて行うものとし、賞状および副賞を贈呈する。

2 副賞は、1件あたり賞金10万円とする。

（事務）

第6条 教育賞に関する事務は、庶務課が所管する。

附 則

この規程は平成14年2月14日から施行する。

附 則

この規程は平成16年2月19日から施行する。

附 則

この規程は平成18年3月9日から施行する。

附 則

この規程は平成18年4月1日から施行する。